

衆議院 商工委員會議録 第十六号

平成十二年五月九日(火曜日)

午前九時三十二分開議

出席委員

委員長 中山 成彬君

理事 伊藤 達也君 理事 小林 興起君

理事 河本 三郎君 理事 山本 幸三君

理事 大島 章宏君 理事 吉田 治君

理事 久保 哲司君 理事 吉井 英勝君

理事 小野 晋也君 理事 岡部 英男君

理事 奥田 幹生君 理事 奥谷 通君

理事 粕谷 茂君 理事 小島 敏男君

理事 古賀 正浩君 理事 桜井 郁三君

理事 田中 和徳君 理事 竹本 直一君

理事 中山 太郎君 理事 古屋 圭司君

理事 細田 博之君 理事 村田敬次郎君

理事 茂木 敏充君 理事 山口 泰明君

理事 渡辺 博道君 理事 渋谷 修君

理事 島津 高純君 理事 中山 義活君

理事 半田 善三君 理事 山本 讓司君

理事 赤羽 一嘉君 理事 西川 知雄君

理事 金子 満広君 理事 青山 丘君

理事 小池百合子君 理事 塩田 晋君

理事 北沢 清功君

通商産業大臣 深谷 隆司君

経済企画政務次官 小池百合子君

科学技術政務次官 齊藤 鉄夫君

大蔵政務次官 大野 功統君

通商産業政務次官 細田 博之君

通商産業政務次官 茂木 敏充君

郵政政務次官 小坂 憲次君

政府参考人 興 直孝君

(科学技術庁原子力局長) 河野 博文君

(資源エネルギー庁長官)

商工委員会専門員

酒井 喜隆君

委員の異動

五月九日

辞任 新藤 義孝君

補欠選任 渡辺 博道君

同日 辞任 渡辺 博道君

補欠選任 新藤 義孝君

同日 渡辺 博道君

中山委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案を議題といたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として、古屋圭司君の質疑の際に資源エネルギー庁長官河野博文君及び科学技術庁原子力局長興直孝君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中山委員長 これより質疑に入ります。質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古屋圭司君。

○古屋委員 自由民主党の古屋圭司でございます。本日は、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案につきまして質問させていただきます。

今から約百年余りにエジソンが電球を発明いたしました。このことが、いわゆる電力というマジックによりまして人類は最大限の恩恵を受けることに相なりました。今のこの経済発展あるいは科学技術の進展の根幹というのは電力の存在があったからこそである、これは論をまたないところであります。

我が国も、高度経済成長の時期に相なりましてちょうど一九六六年に、第一号の原発が稼働いたしました。当時は千六百八十億キロワットということでございますけれども、現在ではその倍近い、三千百あるいは三千二百億キロワットという状況になっていくわけでございます。

ただ、この二十年ぐらひは、省エネというものが進んでおるといこともあって、いわゆる産業部門の需要というのには横ばい、しかしながら、いわゆる民生部門と言われる分野、これは国民の生活が向上した等々もあって倍以上にふえていく、こういうことなですね。このことは、安定的なエネルギー供給源であります原子力の依存度を結果として高めることになってきた、私はそういうふうに理解をいたしております。

ただ、一九六六年に原子力発電が稼働をした当初から、最終的には高レベル廃棄物の処理というのが原子力発電の負の側面として避けは通れないというところは、だれもが認識をしておいたわけでございます。しかしながら、いろいろな情勢、いろいろなことがあったということもありません、今日までこの問題については結論を得ることができなかつたということでありますが、私としては、今までおくれってしまったことが極めて問題でありますけれども、しかし、今世紀じゅうにこの最終処分のスキームをしっかりとつくり上げておく、これは極めて重要な課題であるというふうに認識をいたしております。

一部には、最終処分についてはまだ結論を出さなくていいんじゃないか、柔軟に対応していいんじゃないかというような議論があるようですが、これも、これは問題点の先送りであって、ある意味では無責任な議論じゃないかな、こんなふうに私は思っている次第でございます。

電力、特に原子力発電というのが、我々にとつて最大限の恩恵を受けたということは事実でございますので、そういった観点からすると、処分法というものを、現在の六ヶ所村における中間貯蔵といういわば中途半端な形ではなくて、我々の世代、未来の世代にしっかりと責任を持つという観点から、我々人間の手から離れまして安定かつ安全な状態に置き続ける、これが極めて重要じゃないかな、こんなふうに私は思っております。こういった観点から、まず科学技術庁の見解をお伺いしたいと思います。

同時に、この処分にあたりましては、原子力委員会の方で、最終的に地層処分が一番妥当である、こういう結論がなされております。このほかにも処分方法としては、宇宙処分であるとか、あるいは海洋底処分であるとか、水床処分とかあるわけでございますけれども、こういった幾つかの選択肢がある中で最終的に地層処分を選んだわけでございますけれども、何ゆえこの地層処分を選んだのか。特に我が国は地震国でもありますし、また同時に火山国でもあります。そういった日本の特質ということを考えたときに地層処分というのは技術的に可能なかどうか、こういう疑問がないわけでもないと思っております。

この今の二点につきまして、まず科学技術庁の御見解をお伺いしたいと思います。

○斉藤政務次官 科学技術庁といたしましても、原子力発電の結果出てくる高レベル放射性廃棄物の処分が大変重要であるという観点から、研究開

発に最重要課題として取り組んできたところでございます。昭和五十一年以来取り組んできたところでございます。

その中で、いろいろな処分方法が提案されている中でなぜ地層処分なのかという御質問でございます。

高レベル放射性廃棄物については、長期にわたる人間の生活環境から安全に隔離しておく必要がございます。こういうことで、これまで各国やいろいろな国際機関で、宇宙空間にほうり出す宇宙処分、それから南極の水の下に処分する氷床処分、それから深海底の底に処分する海洋底処分、それから地表に置いて人間が管理するという期間の貯蔵などのさまざまな選択肢が検討されてまいりました。

しかしながら、宇宙処分については、失敗したときの、事故が起きた場合のリスクが非常に高いということ、地球に落ちてまいります。それから、南極の水床への処分につきましては、南極に放射性廃棄物等を処分しないことという南極条約に反します。また、海洋底処分につきましても同じように、ロンドン条約で放射性物質を処分しないことという禁止事項がございます。これに反します。また、地表における長期間の貯蔵、人間の管理のもとに置くということにつきましては、長期間人間社会が安定しているという仮定に立っておりまして、また戦争等の人為的災害に対して脆弱であるということ等がございます。一つ一つ消去されていきまして、最終的に地層処分が現実的な可能性として取り上げられました。

この地層処分でございますが、地下深部には、長期にわたり、火山それから断層活動など天然現象の著しい影響を受けない安定的な地質環境が存在し得る見通しが研究の結果得られつつございます。こういう地層の中に高レベル放射性廃棄物を安定な形態で埋設すれば、極めて長期にわたって人間環境に有意な影響を及ぼさないようにすることが可能であるということから、こういう技術的な、科学的な研究結果の検討から、我が国を合

め、国際的にもこの地層処分が共通の方向となつてきております。

このような方針に基づきまして、研究開発を昭和五十一年以来行つてまいりました。その結果、平成十一年十一月にサイクル機構が取りまとめました第二次取りまとめ、二〇〇〇年レポートと呼ばれておりますけれども、この第二次取りまとめにおきまして、地層処分概念の成立に必要な条件を満たす地質環境が我が国に広く存在するとされたところでございます。

この研究結果を踏まえまして、地層処分の研究に科学技術庁として今後も最大限の努力をしていきたいと考えております。

○古屋委員 今、次官の方から御答弁がございましたように、幾つかの選択肢の中で、地層処分というのが消去法において一番妥当であるという結論に達したということだと思っております。したがって、その地層処分については、やるということは私は異論はないわけでありまして、その研究開発であるとかデータの集積等、あらゆる角度からの調査研究というものを今後とも進めていく必要があると思っております。

その観点からしますと、釜石でも行われましたし、また幌延でもそういった同様の調査が行われるということでございますが、実は岐阜県でも、そういった研究開発の一環として、核燃料サイクル開発機構で超深地層研究を実は行つております。瑞浪市というところでございます。

そこで、本研究所の研究作業と今度の提出をされました本法案との関係を明らかにするという観点から、幾つかの質問をさせていただきたいと思っております。

まず第一でございますが、二〇〇一年の一月一日から省庁再編が行われて、行政組織が大きく変わっていくわけでございます。これに伴いまして、高レベル廃棄物の技術開発というのも科学技術庁から経済産業省の方に移管されるというふう聞いておりますけれども、これはそっくりというふうな受け継がれるということではよろし

いのかどうか、これが一点でございます。

また、岐阜県と関係の市あるいは科学技術庁との間で、核燃料サイクル開発機構における超深地層研究の一連の調査を進めるに当たりまして、幾つかの協定あるいは約束が実は交わされているわけでございますけれども、これらの交わされました事項につきましては従前と同様に経済産業省が引き継いでいくと理解させていただいてよろしいかどうか、これが二点目。

三つ目は、仮に経済産業省が引き継いだ、この後も、その内容や方針に変更はないのかどうか。以上、三点をまとめてお伺いしたいと思っております。

○河野政府参考人 お答え申し上げます。

科学技術庁長官が岐阜県知事に対して、平成十年九月十八日付で文書によりまして、貴職を初めとする地元が処分場を受け入れる意思がないことを表明されている状況におきましては、岐阜県内が高レベル放射性廃棄物の処分地になることではないものであることを確認しますという回答を差し上げて承知しております。省庁再編後の文部科学省、そして私も経済産業省がこれを引き継ぐことになりました。

経済産業省が引き継いだ後も、回答の方針に変更はございません。市等との関係の約束事についても、同様の考え方でございます。

○古屋委員 ありがとうございます。今明確な御答弁がありましたように、省庁再編という組織の改編があるとしても、その基本的な約束、協定というものは不変で、これからも続けていく、こういうふうなことでございまして、どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、関連で、次の質問をさせていただきます。この法案の第四条の五項関係について質問をさせていただきますかと思っております。

この処分地の選定に当たりましては、やはり地元の意見をよく聞いて、そして尊重するということとが不可欠だと思います。もともと、この処分地の選定までにはまだまだ長い期間がかかるわけ

でございますが、いずれにしても、そういった地元の意見の反映というのが不可欠でございます。そういった観点から、第四条五項にはこのような規定がなされております。「通産大臣は、」概要調査地区等の所在地を定めようとするときは、あらかじめ、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない。このように規定をされているわけでございます。

本条の解釈というのは、いかに解釈したらいいのか。要するに、本法律の第四条五項、この規定によりまして、仮に地元が反対をしているという状況下で処分地の選定が強行されることはあり得ないというふうなことは解釈をしておりますけれども、こういった考え方でよろしいのかどうか、通産省の御意見をちょうだいしたいと思います。

○河野政府参考人 この第四条第五項の規定でございますけれども、この規定は、特定放射性廃棄物の最終処分に関します概要調査地区等の選定に際しまして、地元の御理解と協力を得ることは特に重要であるという認識に立ちまして、通商産業大臣が、最終処分計画において概要調査地区等の所在地を定めようとするときには、その是非などにつきまして、当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聞くことを義務づけているというものでございます。

この規定によりまして、当然、当該都道府県知事及び市町村長の意見を極めて重く受けとめまして、最終処分計画の改定を行うことになるということでございます。

政府といたしましては、概要調査地区等の選定におきまして、地元の御理解と協力を得るべく最大限努力してまいりますけれども、それでもなお御理解が得られないというときに、概要調査地区等を管轄する都道府県知事及び市町村長の意に反して処分地の選定が行われるということはないというふうな考え方をしております。

○古屋委員 今の河野長官の御答弁でも明らかにいたしましたように、こういった処分地を選定して

○島津委員 民主党の島津尚純であります。数百年の時間というものを視野に入れた今回の特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案につきまして、質問をさせていただきますと存じます。

まず最初に、これほど大事な問題がなぜ今日までおこなわれてきたのか。例えば欧米と比べて十年から二十年おこなわれていたというふうなお話も承っているわけですがということについて、質問をさせていただきます。私が国は、今日、商業用の原子炉といいますが、五十一基稼働しておるわけでありまして、それによりまして、総発電量の三六%ぐらいが原子力発電によってつくり出されている。さらには、二〇一〇年に向かつてこの比率というものが上昇していき、二〇一〇年ぐらいには四二%ぐらいに上昇するだろうという見通しにあるわけでありま

す。このように、大変利便性の高い電気というエネルギーを使うことによって私たちの国民生活というものは支えられているわけですが、その背後に、日々大量な廃棄物、使用済み燃料というものが発生しているというのがまた現実であるわけでありまして、我が国のエネルギー政策というものはこの最終処分の問題を避けて通れない状況にあることは論をまたないということではないかと思っております。

そのような中で、既にウラン換算で、装荷中の燃料や海外再処理への搬出量などを含め、一万七千六百トンが発生することになっており、さらにはガラス固化体のベースでは約一万二千六百本が既に存在するというふうなことであります。これは、それだけ電気を私たちが享受してきたというわけでありまして、原子力発電に賛成であるうとあるいは反対であろうと、処理していかねばならないことであろうというふうな思われ

あります。しかし、使用済み燃料が発生するということは、ある意味では、我が国が原子力を利用し始めた昭和四十一年の当初以来、これはわかっていた

ことであるわけでありまして。この間、海外では地層処分に向けてまして、研究開発、実施主体の確立、あるいは資金の確保などについて着実に進められてきたということでありまして、我が国がなぜ今日までこのようにおこなわれてきたのかということにつきましてお伺いをさせていただきますかと思っております。

○斎藤政務次官 なぜ高レベル放射性廃棄物の処分に関する検討が欧米諸国に対して我が国はここまでおこなわれたのかという御質問でございますが、原子力発電そのものにつきまして、日本はアメリカやヨーロッパに比べておこなわれてスタートをいたしました。しかしながら、この高レベル放射性廃棄物の処分について決して我々が、アメリカやヨーロッパにおこなわれてスタートしたから我々もおこなわれてスタートしていいという態度をとってきたわけではございません。

ここで、少々お時間をいただきましたしまして、科学技術庁がこれまで最終処分について研究開発に努力してきた経過につきまして御説明をさせていただきますかと思っております。

我が国における高レベル放射性廃棄物対策につきましては、昭和五十一年、今から二十四年前でございます。昭和五十一年、今から二十四年前でございますけれども、原子力委員会におきまして、当面、地層処分に重点を置き調査研究を進めてみるということが決定されました。二十四年前でございます。

その後の研究開発は、原子力委員会の中に放射性廃棄物対策専門部会というものを設けまして研究を進めてまいりました。その中におきまして、多重バリアによる地層処分システムを基本とする、そして岩石の種類を特定することなく広く有効な地層を選定できること、こういう地層処分に特色があるということの内容とする報告書が取りまとめられました。

これらを受けまして、昭和六十二年、一九八七年でございますけれども、原子力開発利用長期計画において、深地層中に処分することを基本的な方針というふうな原子力委員会決定いたしました

た。その方針のもとに、地層処分の手順、それから旧動燃を中核とする研究開発体制などが示されました。これに基づいて、旧動燃におきましては、関係機関と協力しながら研究開発を進めてまいりました。その結果、平成四年、一九九二年、我が国における地層処分の安全確保の技術的可能性を示す「高レベル放射性廃棄物地層処分研究開発の技術報告書」、ちよつと長い名前ですが、第一次取りまとめとよく通称しているものでございますが、この第一次取りまとめを原子力委員会に提出いたしました。これが、いわゆる技術的な検討の系譜でございます。

一方、ちよつと時間的に進行いたしますけれども、平成三年、一九九一年、国、国というのは具体的には通産省と科学技術庁でございます。そして旧動燃及び電気事業者は、高レベル放射性廃棄物処分の円滑な推進を図るため、高レベル放射性廃棄物対策推進協議会を設置いたしました。さらには平成五年、一九九三年、高レベル事業推進準備会、SHPと通称されているものでございます。このSHPを設立し、実施主体のあり方についての検討等、処分実施主体設立のための具体的検討を進めてきたところでございます。これが、処分主体の準備のための系譜でございます。

これらのさまざま取り組みの成果を受けまして、平成六年、一九九四年の原子力開発利用長期計画においては、二〇〇〇年、ことしでございますが、二〇〇〇年を目安に処分事業の実施主体を設立することとされておまして、平成七年の原子力委員会決定において、社会的経済的側面を含めた幅広い検討を進める高レベル放射性廃棄物処分懇談会、技術的側面ではなく社会的経済的側面についてもこの処分懇談会で検討を進める、また、技術的事項を検討する原子力バックエンド対策専門部会、この二つが設置されまして、精力的な調査審議を行ってきたところでございます。

その結果、社会的経済的側面については、平成十年五月、「高レベル放射性廃棄物処分に向けて

の基本的考え方について」という報告書が取りまとめられまして、社会的理解を得るための情報公開や制度の透明性、立地地域との共生等について提言がなされるところにも、事業資金の確保、実施主体の設立、深地層の研究施設の実現、安全確保の基本的考え方の策定に早急に着手すべきであるとの処分懇談で結論されました。

これを踏まえ、その後の総合エネルギー調査会原子力部会での審議を経て、今国会に本法案を提出させていただきますものでございます。

また、ちよつと長くなって申しわけないのですが、技術的側面については、平成九年四月、原子力バックエンド対策専門部会が、旧動燃が関係機関と協力して得た研究開発の成果を踏まえまして、地層処分を我が国に適用するための基本となる考え方、また、事例研究を通じて地層処分にとって十分に安定な地質環境が我が国に存在し得ることを明らかにする必要があることなどの技術的要点課題を報告書に取りまとめました。

これに基づいて、昨年十一月、核燃料サイクル開発機構は、これまでの研究開発の成果を取りまとめ、我が国にも地層処分にとって好ましい地質環境が広く存在することなどを示した技術報告書「我が国における高レベル放射性廃棄物地層処分の技術的信頼性 地層処分研究開発第二次取りまとめ」といわれる第二次取りまとめと二〇〇〇年レポートと言われているものでございますが、これを原子力委員会に提出し、現在、原子力委員会が評価を実施しております。

以上のように、高レベル放射性廃棄物の処分につきまして、昭和五十一年の原子力委員会決定以来、研究開発のみならず、社会的経済的側面も含めてさまざま取り組みを行い、着実に成果を上げてきた結果、今回の法案提出に至ったものでございまして、この間の関係者の努力を御理解いただきたいと思います。次第でございます。

確かに、アメリカ、ヨーロッパにおこなわれてスタートをいたしましたけれども、一つ一つ理解を得ながら積み重ねをしてきた、そのために少々時

間がかかったということでございますので、ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○島津委員 今日までの経過につきまして、今齊藤政務次官の方より御説明があったわけでありまして、確かに、昭和四十一年から原子力発電がスタートして、昭和五十一年にはそのような専門部会というものがつくられたということでもあります。

私どもも調べてみますと、その専門部会は、五十五年には研究の推進についてというようなものをまとめて、処分に向けた五段階の研究開発の手順というものが示される、さらには、五十九年には有効な地層の選定ということでも所要の成果を上げたというような中間報告等々がまとめられて出されているというように、今おっしゃったように確かに経過としてありまして、この辺の経過は非常に手早く、スピーディーに進んでおられたのではないかと思ひますが、その後、なぜおられたのか。

そのころ、いわゆる原子力立地について非常に推進していく時期であったために、しかも、原子力というものは非常にコストの安い電力である、電気であるというようなことが言われて推進をされてきたために、例えば、最終処分という非常に難解な問題がその後ろについているとか、あるいはその処分のために大変高額の費用というものが必要なんだとか、それがなぜコストに返されないのかとか、そういうふうな議論があれば推進に対して非常にマイナスなんだというふうなことがあつておられてきたのではないかと観測をする方々もおられるわけですが、その辺についてはいかがお考えでございますか。

○齊藤政務次官 この技術は、まだ世界各国とも研究開発を進めていて、ある意味でお手本のない技術でございます。また、国民の生命、安全に深くかかわる技術でもございます。そういう意味で、技術的なしつかりした検討、そして社会経済的な側面に対しての検討、その検討結果があれば、またそれを原子力委員会におきまして、長期

開発利用、長期計画の中に取り込んでいく。その中でまた一つの方向性が出される。その一つの方向性、絞られた一つの方向性の中についてまた詳しい研究開発が必要になってくるということ、短期間に、大体この方向だからこの方向でもうまじめにおうという形でできるものではないと思ひます。その点をぜひ御理解いただきたいと思ひます。

一つ一つの手続を丁寧に積み重ねてきた結果である。幅広い技術的可能性の中から一つ一つの手続を踏まえて絞り込んできた結果、このように時間がかかったという点をぜひ御理解いただきたいと思ひます。

また、原子力委員会の長期計画におきましても、この専門部会での入念な検討結果を十分活用するということで、先ほど申し上げましたような経過となつた次第でございます。ぜひ御理解をいただきたいと思ひます。

○島津委員 今日、国民の皆様方が持つていらつしやる原子力に対する思いといひますのは、何となく怖い、それから不気味であるというようなイメージというものがどうしてあると思ひますね。これは、今までの我が国の原子力政策というものが、例えば、プラスの情報だけでなくてマイナスの情報も積極的の開示をしていくということにやはり消極的ではなかつたのかなということが、そのような国民の意識というものを形成してきたのではないかと今思ひます。

今回の法律は、これができたとしても、国民の理解あるいは自治体、地元との理解ということもなければ立地というものは大変難解なことになつてくるだろうと思ひます。その意味から、今後はやはりあらゆる情報ということを開示していくことが必要ではないかなというふうなことを考えているところであります。次に、具体的な問題につきましてお尋ねをさせていただきます。

本法案の第二条で「最終処分」というものが定義されておりまして、「安全かつ確実に埋設す

る」とされているわけでありまして、そして第十七条には、「当該最終処分施設を閉鎖することができ」とあるわけでありまして、ということ、最終処分施設というものが満杯になつた段階で主坑道までも埋めてしまふ、そして閉鎖してしまふということになるのでしょうか。

さらには、現在、長寿命の放射性核種の消滅処理技術というものが研究が行われているわけでありまして、高レベル放射性廃棄物の新たな処理方法が開発される可能性も残されているわけでありまして、欧米の流れを見ても、回収可能というふうな形での地層処分というような動きの中に流れが変わつてきているのではないかな、このように思ひます。あるいは回収可能性の確保ということ、あるいは回収可能性を法的に保障するというようなことが必要なのではないか、このように考えるわけですが、いかがでしょうか。

○細田政務次官 まず、本法案の提出に当たりまして、最終処分費用の試算を行う際には、処分終了後は、主坑、坑道すなわち、縦穴、横穴あるわけでございますが、等を埋め戻す、つまり埋めてしまふということを一応の前提として今考えておるわけでございます。

諸外国におきましては、アメリカやカナダのように一定期間の回収可能性を確保しております。国とか、ドイツのように回収可能性を元来不要としていた国がありますが、各国とも、一定期間の後には処分施設を閉鎖するとの考え方となっております。

回収可能性ということですが、先般、この商工委員会でもリサイクル問題ということ、いろいろ、できるだけ資源を有効に使つたり無害化したり、そういうことをしようという法案も出たわけでございますが、核分裂物質につきましてもまだ、実際に出てきて、今高レベル廃棄物として埋め戻すのは、セシウム137とかストロンチウム90とか、そのほかほとんど核分裂によつて多様なものが出てくるわけでございます。それを熱として回収したり無害化する技術まではいっ

ておりません。ウランを主体とし、またプルトニウムを主体とする技術というものをやつてきたわけでございますので、そこまですべておこなうが、もちろん科学技術の進歩というものがございまして、これから、もしかするとよりよい技術が開発される可能性もないわけではない。

したが、現在、安全規制体系を検討しておりますが、これは数年前に十年ほどかかるわけでございますが、その過程において、できる限り、そういう科学技術の進展に依つた回収可能性というものは検討していかなければならぬ。しかし、現時点で考える限りは、一応、最終処分を主坑等を埋め戻すことによりやるということが適当であるという結論を得ておるということをおし上げておきたいと思ひます。

○島津委員 ただいまの細田政務次官の御答弁、何か、回収可能性についても、今はちよつとまだ検討できないけれども、近い将来には検討する課題でもあるのではないかと、この前向きな御答弁があつたと思ひます。

それで、さらに関連して御質問申し上げますと、地層処分にかかわると考えられている放射性核種の消滅処理技術は、現在基礎的な段階にあると言われておりまして、実用化までは相当の長期的な研究開発が必要であらうということでもあります。

今回のこの法案というものは、高レベル処分二年間にわたる議論を経て、それがまとめられて今回の法案につながつてきたというふうな考えられるわけですが、この二年間の処分態の議論というものを、この二年間の処分態の議論の中にも当然消滅技術の問題が出てくるわけですが、その中で専門家が答えは無理だらうけれども、数十年前はやはりこれは無理だらうけれども、その後はわかんないというふうな発言をされているわけでは。

今回のスキームを見ますと、二〇〇〇年に例えばスタートする、そうすると閉鎖するのが八十五年後の二〇八五年だということになります。

ておるわけですから。そうしますと、八十五年先の閉鎖であるならば、三十数年間はわからないというふうなことであれば、私は、当然、技術開発に対する可能性というものは残されているのではないかな、このように考えます。

ですから、ぜひ、現在からやはりこの問題については検討していくというふうなお考えをとるべきではないか。先ほど細田次官は、近い将来検討できるかなというふうなお話をされたんですが、この法律をつくる時にやはりそのことを想定すべきではないでしょうか。いかがお考えでございますでしょうか。

○斉藤政務次官 鳥津委員御指摘の長寿命核種の消滅処理、また短寿命化という研究につきましては、現実的には、欧米各国があまりめかけている現状の中で、日本が一番積極的に取り組んで研究開発を今行っている、日本が世界の牽引車になっているというのが現状でございます。ぜひ、この点を御理解いただきたいと思っております。

先ほど委員御指摘の、二つの過程が入っていると思っております。高レベル放射性廃棄物の中にはいろいろな種類の核種放射性物質がございます。そういうものをまず種類分けする、分離をする、核種分離。それから、分離された一つ一つの特色ある放射性核種に対して消滅処理、もしくは長い半減期を短くする、こういう処理でございます。この二段階に分かれるかと思っております。

こういう核種分離・消滅処理につきましては、昭和六十三年、一九八八年に策定されました群分離・消滅処理技術研究開発長期計画、オメガ計画と言われているものでございますが、これに基づいて研究開発が進められてまいりました。

具体的には、日本原子力研究所、原研において、加速器による核変換に関する基礎研究、粒子をぶつけて核変換を行って短寿命化する、ないしは放射性をなくしてしまうという研究。また、核燃料サイクル開発機構それから電力中央研究所におきましては、高速炉によりまして核変換をする、そういう基礎研究が行われてきております。

これらの研究開発につきましては、ことし三月、原子力委員会原子力バックエンド対策専門部会におきまして、これまでの成果に対する評価及び今後の進め方に関する報告書を取りまとめたところでございます。この報告書では、三機関、三機関というものは原研、サイクル機構、電中研でございますけれども、この三機関が現在行っている研究開発はいずれも基礎的な段階にあるとしております。

また、今後の見通しにつきましては、同報告書におきまして、本技術は核燃料サイクルと不可分のタイムスケジュールを念頭に置きつつ、定期的な評価を行いながら、今後も着実に研究開発を進めていくことが適当とされております。また、その際、核燃料サイクル全体を視野に入れて、経済性、エネルギー資源の確保、新たな放射性廃棄物や二次廃棄物の発生量などについて信頼性の高い評価を行うとともに、それらのトレードオフについて検討を進める必要があるとされております。

また、同報告書におきましては、この技術、分離・消滅処理技術が実用化されたいたしまして、長寿命核種を一〇〇％分離変換することは原理的そして工学的に不可能であり、高レベル放射性廃棄物の地層処分についての必要性を要するものではない旨指摘をされております。

以上でございます。

○鳥津委員 これは質問通告をしていないので、どなたでも結構ですがお答えいただけたらありがたいです。私はちょっとわからないものですが、聞かせてもらいたいんですが、回収可能あるいは回収しないということであった場合、最終処分場の例えは構造とか設計というものは変わってくるんですか。いかがでしょうか。

この拠出金は、原子力発電所を稼働しております電力会社が納付するということになっていくわけでありまして、それで、ことしの三月から、電気事業法の大改正がありまして、我が国にも部分自由化ということの導入がされたわけでありまして。大口需要家の二八％を部分自由化して、これからは電力会社だけでなく、いろいろなところから、入札で安いところから買っていくんだというふうな制度がスタートしたばかりでありますけれども、これに関連しまして、例えば、大口需要家が電力会社ではなくて新規参入から電気を買う場合、その電費には、この今言われております一キロワットアワー当たり十四銭というふうな費用というものはオンされない、上乗せされないということではないかと思っております。

そうすると、一般の家庭の皆さん方あるいは中規模、小規模の需要家には逆にそれがオンされるというふうなことになるわけでありまして、これは大変な不公平ではないか。特に、大口需要家というものは、大手の工場というものは、今まで原子力発電の恩恵を最もこうむっていらした人たちじゃないでしょうか。そこにオンされないで、小規模のところ、一般家庭にオンされてくるというふうなことは、だれが考えても極めて不公平ではないかというふうにお考えなんですが、これをいかに解消されるお考えなのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

○細田政務次官 もう長い間我が国の商業用原子力発電を行っておりますので、一九九八年九月現在で、使用済み燃料が一万七千トン、それから高レベル放射性廃棄物がガラス固化体が約一万二千六百本発生するというふうな事態になっております。

我が国の高レベル放射性廃棄物処分対策が、おくれたために、これまでに行われました原子力発電による高レベル放射性廃棄物の処分費用を本法律案の成立後の十五年間で負担することになり、受益と負担の時点にある程度の乖離が生ずることは

御指摘のとおりであります。したがって、このような不公平の感を拡大しないためにも一刻も早い取り組みが不可欠でございます。また、本法案を提出させていただいたわけでございますので、御審議をお願いしていただくことを御理解いただきたいと思っております。

○鳥津委員 いろいろのお話をされましたけれども、やはり、今の私が申し上げた不公平な問題というものは当面しようがないというふうなことに今の御答弁は集約されるわけでありまして、これは、きょうも傍聴に来ておられますね、国民の皆様方が、果たして御理解がいただけるのかどうか、甚だ疑問ではないかというふうにお聞きしております。

さらに処分費用の問題についてお尋ねをしたいわけでありまして、この処分費用の算定に当たっては、立地点の地域共生のための費用というものはこの中には含まれていないということが言われているわけでありまして。

だとするならば、例えば現在、原子力発電所を立地等々していく場合、電源三法等々の交付金制度であるとか振興のための助成であるとかいろいろなものがあるが、例えば四、五千億あるのではないのでしょうか。そうすると、原子力発電所の立地よりもさらにさらに難しいと言われております最終処分場の建設に当たって、この地域共生のための費用というものはさらに考えなければいけないというものが当たり前の話ではないかと思っております。それが盛り込まれていないかというところはどうか、お聞かせいただけますでしょうか。お聞かせいただきたいと思っております。

○細田政務次官 御質問の地域共生に要する費用につきましては、立地場の選定がある程度進みまして、これは立地がごく限られるわけでございます。それから、地域共生の具体的な方策が決定された時点において処分費用に含めることが適切であると考へております。したがって、現時点においては処分費用には含めずにとだけかかるということを申し上げてお

すが、法律的には当然そのような費用も費用の中に入ると考えておりますので、将来、立地選定が進展いたしましたとき、一定の時点で地域共生費用を計上する必要が生じたときは、当該費用を処分費用に適切に反映させてまいりたい。そのことは法改正がなくてもできるようなっておるというふうに解釈しております。

○島津委員 大変大事な問題を、将来のある時期においてという答弁が恐らく今後ずっと続いていくと思うのですけれども、このような大事な問題というものは、このような法案審議の過程の中でやはり明らかにされるべきではないかなというふうに思うのです。

それで、細田政務次官が想定できる制度というもの、例えば現在、電促税を取っているとか、それによっていろいろな支援策をやっているとかいろいろあるわけでありまして、どのような形でやられるだろうというふうにお考えですか。

○細田政務次官 今の時点で具体的にどうということとは申し上げられません。というのは、やはりこれから真摯な地域の選考が進む、調査選考が進んでまいっていると思われ、そのときのその地域の特性とか住民の方々の関係とかさまざまな問題に取り組んでまいらなければなりませんので、個別の問題に即して充実した対策がとられるべきであると考えております。

○島津委員 これは、要するに処分場の建設、立地を選定していく上において、このような地域共生のための費用というものは決してマイナスの要素ではないわけでありまして、逆にプラスの要素でありますので、ある程度のベイスはやはり考えておかなければならない問題ではないかなというふうに思います。例えば国が負担するのか、あるいは電力会社がさらに拠出していくのか、どうするのか。この辺はどうなのでしょう。

○細田政務次官 その問題も含めまして、今後の課題であると思っております。

ただ、今でも原子力発電所立地を推進するときにはさまざまな地元対策も含めまして充実した対策

をとっているわけでございますし、また、将来この問題は最も大事な問題でございますので、さらに充実した対策をとるべきであることは言うまでもないわけでございますので、この今行われているようなものよりも軽いようなものや考えられないようなことではあり得ない、徹底したさまざまな対策をとっていくべきであるだろうと思っております。そのことで初めてこのような地点選定において理解が得られるものと思っております。

○島津委員 今よりは軽いものではないというふうなお話でありますので、それとおりでございまして、ただ、私が質問を申し上げておりました、それがこの費用を拠出するのだということについては、日ごろ大変明快な細田政務次官にしては、ちよつとよろよろ、非常に不透明であったということでありまして、今後の審議で同僚議員がこの点はさらに鋭く指摘をさせていただきたいというふうに思います。

時間がありますので、先に進ませていただきます。次の問題は、これもまた大変重要な問題で、先ほど自民党の古屋議員の方からも御質問があり、それらにも御答弁があったと思っております。私も再度質問させていただきたいわけでありまして、地元自治体の合意というふうな問題であります。

この法案の第四五項に、概要調査地区の所在地を定めようとするとき、「都道府県知事及び市町村長の意見を聴かなければならない」という規定があります。地元の意見を尊重して最終処分計画を策定していく、このようなことだろと思っております。先ほどの河野エネルギー長官の御答弁では、地元自治体のそれぞれの市町村長さん、県知事さんあたりの意に反して処分場が決定される、候補地になるといふようなことではないという面からいいますと、それぞれの自治体の皆さん方は安心をされるのではないかなというふうにお考えであります。

例えば、アメリカにおきましても相当進んでいるわけですが、アメリカのネバダ州のユッカマウンテンで最終処分場というものが進められておりまして、早晚決定の段階になっていくのではないかなというふうにお観測をされているわけでありま

す。

アメリカを見てみますと、例えば、エネルギー省の長官がネバダ州のユッカマウンテンを最終処分場として推薦、指定をしても、このネバダ州の州知事あるいは議会がそれに対して反対をすることができるといふわけですね。しかし、さらには、その反対も、連邦議会の上下両院において過半数で議決をされたならば、これは決定をされる。このようなことで、国策を進めるためにはやはり情報公開は徹底的にやっておくべきであるというのがアメリカの手法だと思っております。

私の個人的な考えでいけば、この手法は日本にはなじまないのだからというので、先ほどのエネルギー省の御答弁を私は評価をさせていただきました。わけでありまして、通産大臣からさらに御答弁をいただきたいと思います。

○深谷国務大臣 概要調査地区の選定におきましては、地方自治体の理解と協力が不可欠でございます。したがって、私どもが進める場合に、都道府県知事及び市町村長の意見を極めて重く受けとめて、それに基づきまして最終処分計画を策定していくというふうに相なります。

このため、政府といたしましては、地方自治体の皆様方の理解と御協力を得るために、全力を挙げて、その協力に対しての相談あるいは調整等について最大限努力をしていくわけでございます。が、それでもなお地元の御理解が得られない場合には、この地区を管轄する都道府県知事及び市町村長の意に反して調査地区等の選定を行うということはないものと考えております。

〔委員長退席、小林(興)委員長代理着席〕

○島津委員 さらに深谷大臣から、明快な、ほとんど拡大解釈の余地のない発言をいただきました。

て、感謝を申し上げたいと思っております。

次に、この立地点を絞り込んでいく上におきまして地域住民の皆様方にとって最も大事なことは、やはり情報公開であらうというふうにお考えをわけですね。

例えば、高レベル処分場の中の議論を見ましても、この二年間の中でいろいろな意識調査をされているわけですが、情報を与えた場合と与えない場合では不安の度合いが違ふ、やはり情報をたくさん与えた方が不安が解消される、このような結果というものが出てきているというふうな議論を讀ませていただいたわけですが、まさにそれとおりのうというふうにお考えをわけであります。

それで、この法律の第六十条に「機構は」、「業務を行うに当たっては、安全の確保を旨としてこの運営における透明性を確保するとともに」、「こんなふうにあるわけでありまして、適切な情報の公開」ということでありますけれども、この適切な情報公開ということが、どのくらいまでの範囲のことを適切におっしゃっておられるのか、お尋ねをさせていただきます。

○茂木政務次官 島津委員御指摘のとおり、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、立地地域の方々はもちろんであります。国民全体的な理解と協力が不可欠になってくるわけでありまして、このために、今後は、概要調査の段階を含めまして、処分事業のそれぞれの段階におきまして、処分事業に関する情報を積極的に公開し、立地地域のみならず電力消費地を含めまして幅広く、国民の視点に立つてわかりやすく説明していくことが大変重要だと認識をいたしております。

その中で、より具体的な方策についてでございますが、今委員の方からも御指摘ございました高レベル放射性廃棄物処分懇談会、ここにしっかりと提言が出ておりますので、この提言も踏まえて、本法案に基づきます今後つくり出す本方針において明らかにしていく予定でございます。

通産省といたしまして、情報公開による透明性を確保すべく、機構をしっかりと管理監督していきたいと考えております。

○島津委員 ただいまの御答弁でありますけれども、前向きな対処をしていきたいということだろうと思っております。

さらにちよつと詰めさせていただきたいのは、各選定段階においてできるだけ情報を公開していきたいと、できるだけ、このようにおっしゃったわけですね。

今回の土地選定、立地地点の選定の流れというのは、文献調査対象地区、そして概要調査地区、さらには精密調査地区、そして最終処分施設建設地というふうになり込まれていくわけでありまして、けれども、私どもがやはり考えますのは、各選定段階での選定の経緯とそれから結果、なぜそこが選定されたのか、しかしその後、そこはやはり選定をしたけれどもこういうことで選定から外しました、こういうふうな具体的な情報というものを公開していくということがやはり最終的な処分場の決定に至る道ではないかな、こう思うんですね。そのような具体的な情報公開ということについてはどうお考えになられるでしょうか。

○茂木政務次官 今委員の方から御指摘いただきましたように、この後の地点の調査といえますか選定に当たっては、文献調査の後に三段階の選定プロセスを踏む、こういうことになっておりますが、そのそれぞれの段階におきまして、選定の際の調査、評価事項を明確にしていきたい、このように考えております。

例えば概要調査地区でいいますと、ボーリング等によりまして最終処分施設を設置しようとする地層そのものが長期的にわたって安定しているかどうかを調査する地点でありますから、その地層についてどういう評価が出るか、こういったことも含めて、それぞれの段階に適した、基準に基づいた公開を図っていきたいと考えております。

○島津委員 ありがとうございます。ぜひそのような方向で、積極的にできるだけ開示をしてい

くことによつて、やはり国民の皆さん方あるいは自治体の理解、協力が得られるものと考えられますので、どうかそのような姿勢でよろしくお願いを申し上げます。

次は、安全規制の問題について若干触れさせていただきます。最終処分業務を行う場合の安全確保の規制というものは別途定めるところが第二十条で述べられておられるわけであり

ます。ただ、この処分場、処分地の選定の際に、最も地域住民の皆さん方が関心を持たれる、心配をされるのは、安全の問題であると思うんですね。そうしますと、地域選定の作業と安全の問題というものは、表裏一体の関係にあることは当然のことであろうと思うんですね。

ところが、先ほど別の質問の中で細田政務次官は、この安全の規制についての法制は三年から十年ぐらいというふうなお話をちらつとされたと思つておりますが、私は意外に早いというふうな思つております。私たちがいたっている説明資料によりますと、安全規制の法律制定は二〇二五年ぐらいだと書いておられるわけで、三年から十年というのは大変早いわけで、ぜひそのぐらいのスピードというふうな思つておりますが、なぜこれが、表裏一体のこの安全規制法というものが現在提示をされないのか、そしてまたこれがいつごろの時点だったら具体的なようになってくるのか、ぜひお答えをいただきたいと思つております。

○細田政務次官 先ほどお答えいたしました安全規制体系の検討というのは、五年から十年というふうにお答えしたと思つておりますけれども、その間に実現することが最も望ましい。それから、先ほど言われた例えばという年数は、最悪の事態でもそこまではということですから、我々の目標としては私が申し上げたとおりでございます。

○島津委員 よくわかりました。ひとつ早急にこの問題はやはり形づくってもらいたい、制定の運びにしてもらいたい。ということが、やはり立地

地点の選定に大変いい影響を及ぼしてくるのではないかなというふうな考えているところでありま

す。さらに、立地の選定についてお尋ねをしたいと思つておりますが、この法案が成立を、事業が立ち上がったといたしまして、実際に立地に至る過程というものは、先ほど来申し上げてまいっておりますように、大変困難をきわめるといふことは予想にかたくないわけでありま

す。今日、原子力発電所の立地においても大変難しく、政府は二〇一〇年度までに二十基の新しい原子力立地というものを予定されておられたわけでありま

すが、これを十三基に減らしてしまつてしまつてしまつたわけでありま

す。原子力発電所でも難しいのに、高レベルの廃棄物を地層に最終処分してしまつてしまつてしまつたという建設地を絞り込んでいくというような、そういう問題であろうと思つてお

ります。例えば、中部電力の青浜における原子力発電所の建設計画は、三十七年たつて結局白紙になつてしまつた、こういうことではありま

す。ですから、三十年以上かかつてもなかなかできなかった原子力発電所なのに、皆様方が提出をしたこの基本的なスキームというものをみますと、この立地地点の最終決定を二〇二〇年ぐらいにはやりたい、いわゆる二十年間でやりたいというやうなことになるわけでありまして、これについては非常に楽観的な甘い見通しではないかな

というふうな考えざるを得ないわけでありま

すが、この点についてはいかがお考えでしようか。

○深谷国務大臣 まず、高レベル放射性廃棄物の最終処分を実現させるといふことは、世代間の公平性の確保という観点から極めて重要なことだといふふうに思つて

おります。原子力発電所の場合の三十年と今回の二十年、どう違うのかということですが、実際に地元の皆様方の御意見をまとも御協力を得られるま

で、一体、二十年で大丈夫か、三十年なら大丈夫

から今後の見直しについての御質問をいただきましたが、処分費用の試算につきましては、まず、最新の技術的知見に基づきまして、昨年、平成十一年の十一月の総合エネルギー調査会の原子力部会におきまして、現在想定できる合理的な見積もりとしまして委員御指摘の約三兆円と試算され、それに基づきまして処分単価も決められているわけでありまして。

ただし、この処分費用につきましては、処分単価を毎年見直すこととしておりまして、将来、状況の変化等によりまして処分費用を変更する必要が生じましたら、その時点で処分費用へ適切に反映させるものと考えております。

ただ、これはそういうレベルでの調整でございまして、処分単価の調整等では対応できないレベル、例えば天災その他の事由によりまして大幅な資金需要の変動が生じた場合につきましては、具体的措置も含めまして、別途法律が定められる際に検討を行う所存でございまして。

○島津委員 わかりました。しかし、あらゆる重要な問題というものが、それから資金にかかわる問題というものがさらに今後別途、別途ということでは、なかなか、国民的な理解というものが得られるかどうかというのを私たちは大変危惧します。今週いっばい最重要法案の、この処分にかかわる法案というものは審議が行われていくわけでありまして、どうかその過程でできるだけの見直しというものを話しただくことが必要ではないかというふうに思います。

とにかく、我が国は現在、原子力力によって我々の生活あるいは産業活動というものが支えられている、そういう現状は否定できないところであります。そういう意味から、この最終処分場に結論を出していくことはやはり一日も早くやらなければならないことだろうと思っております。

そのようなか中、先ほどから申し上げておりますように、国民的な理解あるいは自治体の協力というものがなければ、このような法律ができて前に進まないということではないかと思っております。

で、先ほども申し上げたように、どうか今週一週間の議論がより深まって、国民の皆さん方の安心、理解、不安が多少でも解消されるような、そのような方向で議論が深まっていますことをお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。

○小林委員 委員長代理 吉田治君。ありがとうございます。

○吉田委員 民主党の吉田治です。

今の同僚議員の質問の中で、どうしても細田政務次官がお答えになった答弁をもう一度私はお聞きさせていただきたい。

これから最終処分に向かつてお金を徴収していく、電力料金に上乗せをしていく。同僚議員の質問の中で、電力の自由化で大口需要家は自由競争の賦課金はかかってこない。そうすると最終的には、一人一人の国民の皆さんは、そういう自由化の恩恵というが、自由化の中に、入札するわけでもない。

反対に言ったら、前も御質問させていただきましたけれども、通産省さんは今度、電力の自由化の中で入札をする。電力会社各社とそれから新規の各社、そういうところに関しては、今回のこの処分に関する費用の料金が含まれていないところが心配するかもしれない。しかしながら、一般国民はそういうことがない。

私は、この辺の部分は、公平感という部分でいうと先ほどの政務次官の答弁では我慢できない。その辺について、例えばこの公平性という部分についてはこれから何らかの措置をとるのか。また、新規の参入者に対しても、やはり電力事業という中において、何らかのプラスアルファの部分をおもな持たせてよということをおっしゃるか、あくまでも今の原子力発電所を持っている電力業者だけ、結果としては国民一般だけというふうな形になるのか。その辺のところの公平性というものに関して、政務次官、いかがなですか。

○細田政務次官 いわゆる大口の需要家を見ても

ますと、これからも一般のいわゆる原子力発電所を持つておられます大手電力会社から、企業として、大口需要家として買ひ続ける人はたくさんあるわけですね。これらはすべてその電力購入量に応じて一般国民と同じく負担をする、この点はまず間違いなく申し上げておきたいと思っております。

それから、今までは原子力発電を使っておつた、つまり、電力には別に色はありませんけれども、一般の大口需要家として使っておつた、しかも、ある時点でもうやめてしまった。いわゆる自由化によって、もう原子力と関係のない、いわゆるIPPによる自家発電などで営業をしておられる者から電力を買うに至つた。そうなりますと、この法体系は原子力発電を行つておられます電力会社から買ひ電力について課金としておられます関係上、今後部分についてはそれは抜けてしまふことは確かでございます。

しかし、それでは、原子力発電と今後の負担処理といういわゆる因果関係から見ますと、自分のところは石炭火力あるいは石油火力、重油火力とかそういうもので発電を始めた、それを需要家を買ひつてもいいましたというときにも、その電力料金の中から高レベル廃棄物処理のためのお金を出させることになりまして、多少の議論はしたわけでございますが、それはむしろ課金することの方が不公平ではないかというところから、それらは外した方がいいという考えでございまして、ある種の公平性の議論であることは御理解いただきたいと思います。

○吉田委員 それで、まず最初に通産省が率先垂範で入札にかける。安いところへ入れる。それは、今政務次官言われておられるとおり、現在の原子力発電所を持っているところではない、IPPからもいい。まさに通産省は率先垂範して、国民のレベルから見たときに、果たしてそれが公平なレベルなのか。通産省から事業者を見たときに、自由化を推し進めようという通産省の考えではあるけれども、一般国民から見たときに、どうも割を食つたなど。法案の外のところでは流れてい

る部分については課金しないということに対しては、これは一般国民からしたら納得ができません。私は思う。

しかも、これから十五年間、過去の部分を含めて割り増しにするというのでしよう。はつきり申し上げて、事務局の我が民主党商工部会への一番最初の説明ではそのことは欠落していた。これから、一カ月間、一般家庭でこれだけですよ。過去の分の上乗せの話なんかは後から出てきた話ですよ。それについて政務次官、要するに政務次官としては、それは仕方ないことですか、国民の皆さん悪いけれども辛抱して負担にに応じてくださる、そういうことですか。

○細田政務次官 いわゆる負担の平等性という意味からはおっしゃる議論は成り立つと思っておりますが、やはり今後の問題として考えてみた場合に、日本国じゅうどこでも電力を使ひます。その電力が明らかに原子力発電を一部使つておる。日本の原子力発電によつておられるわけでございますが、その原子力の利益を享受しているんだという方からは御負担を願うという方が、ある意味では負担の公平になるんじゃないか。

それだけでなく、いろいろな知恵を出し、いろいろな発電を行つて、自分のところはもう石油火力だけで、純粹に石油の方からだけの電力をお使ひいただくという契約をした、私契約をした需要家から、あなたはそれはそうかもしれないけれども、電力を使つておる面では同じことだから、したがって原子力発電にかかわる経費も全部あなたも負担しなさいということ、確かに今後分はキロワットアワー当たり十四銭でございますけれども、それでは御負担いただくのはよつと適当ではないのでないかというふうにお考えおられるのが今回の政府の考え方であるということをお断りさせていただきます。

それは、課する方がいいとおっしゃるのかどうかですけれども、つまり明らかに原発を使ひていない。三五％は原子力が入つておられます、しか

し、ある企業家がIPPによって買った場合には、これは絶対に原子力と関係ないんだ、なぜ私の企業は十四銭払わされるんだという議論が生じるのではないかなというのを危惧したわけでございますので、御理解をいただきたい。

どちらがいいかという、こは立法論でもあると思いますけれども、御理解をいただきたいと思

○吉田(公)委員 政務次官、これからの話です。ね。私が質問しているのは、過去の部分について皆さん負担をしなければいけない。これからのお金の負担になってくると、IPPから買う人は負担をしないという話になってくる。それは不公平じゃないか。

それであるならば、過去の分の積算が幾らかかというのとは出てくるはずですから、それについては、例えば国の税金に基づいて出すとか、そういうような方法もあるでしょう。一部ではこういう考え方もあります。今後IPP等で自由化していくと、託送料金にオンをしていくという発想も出てくると思うのですけれども、その辺についてはどういふふうにお考えになりますか。

○細田政務次官 過去分について実際に調べてまいりますと、今まで原子力発電を行っております大手電力会社からかなりの大口需要家で買っておつたけれども、IPPで、ある瞬間からもうやめてしまったというふうな企業は、余り数がないのと、シェアも小さいと思われま

もしもおつちやうなことが、過去にはたくさん原子力発電を使っていた、二十年間使っていた、しかし、ことからはやめて、もうすべてIPPから買う。それは、過去においては全部原子力から一部買つておつたんだから、その分はさかのぼって払え、何キロワットアワー使つたか調べて、過去分についても何銭払えというふうなことをできるかどうかというのをいろいろ検討いたしますと、やはりある種の公平感という意味ではわかるのでございますけれども、過去に原子力発電を利用したじゃないか、今変わっただけじゃな

いか、使わないようになっただけじゃないかという御議論ではわかるのですが、これからの使用料から取るということが原則でございますし、そのほかに、逆に税金のように、電力料から取るのじゃなくて、ほかの体系でお金をいただくというところまで強制をする。これはやはり強制をしなきゃいけませんので、そういうことになると思

○吉田(公)委員 もう一つ質問したのです。託送料にオンするという発想もこれはできると思うのですけれども、その辺については通産省としてどうお考えですか。

○細田政務次官 やはりいろいろなバランスを考えた結果、過去の分については課さない、そして今後の料について平等に課していくのが適当ではないかと思つております。

○吉田(公)委員 この議論は、していても平行線になりますので、もうこれぐらいにしますけれども、本当にこれからやっていく場合においては、政務次官、大臣もお聞きでしようけれども、大臣がもう主務大臣ですからまさに大臣にも答弁していただくというところで、そういう過去の部分という点に、何らかの柔軟的な発想で今後の対応も私はしていく必要があると思つて

だめなもの絶対だめというのではなくして、何らかの知恵とかそういうふうなものを働かせ、その辺は、例えば今申し上げたように託送料にオンするという発想もあるかもしれない。そういうふうな部分の柔軟性というの点に、今後はどういふふうにお考えなのか。大臣もしくは政務次官、最後、一言御答弁いただきたいと思

○深谷国務大臣 全体的には細田政務次官の答弁

のとおりでございますが、これからのIPPの普及状況等をやはり見ていかなきゃならぬと思つております。私は、吉田委員の言われる意味はよくわかるような気がいたします。過度な不公平が生じたという場合も起こるわけでありまして、その場合には私は検討の余地はあるだろうと思つております。

○吉田(公)委員 そこで、大臣に、こういう処分事業は三百年間もかかると、そういうふうな形になっていきますと、まさに国の責任でないといけない。しかしながら、三百年という長い時間は、徳川幕府も三百年というふうな形になると、本当にその先まで国がしっかりと責任を負えるのかなという、はつきり言つて疑問もわいてくるわけでありまして、国がしっかりと責任をとつて未来永劫引き継いでいくというふうなことを、そして、本法

案の安全確保の責任をどういふふうに担保するかということ。これをまず大臣からお聞かせいただきたい。

また、きょうは科学技術庁の政務次官がおいででございます。政務次官からも、安全という部分につきまして、本来でしたら総理府政務次官にこは質問すべきことかもしれませんけれども、そこを二点お願いしますと同時に、高レベル放射性廃棄物の所有権というのですか、だれが責任を持つか。

最終的には私は責任は国だと。これは大臣御答弁いただけると思うのですけれども、しかしながら、廃棄物が中間貯蔵の時点、そして原子力発電環境整備機構がサイトに収容した時点、それぞれ所有権というふうなものはどういふふうになるのか。また、そのときの責任の所在というふうなものはどういふふうになっていくのかということ。そして、この機構のモニター期間が終了した場合にこれらの所有権というふうなものはどういふ形になるのかということ。これは政務次官の御答弁になるかと思つておりますけれども、お願いしま

○深谷国務大臣 吉田委員の言われるように百

年、二百年、三百年、場合によっては百年といったような非常に長い規模のこれからの動きになりますので、本当に難しい諸般の問題はあるだろうと思つておりますが、まず第一に、安全の確保のための規制ということについては別の法律で定めることとしておりまして、安全規制体系が定められ、それにより必要とされる措置は、一義的に処分実施主体が行うということになると考えております。

なお、経済事情の変動とか天災により処分実施主体が業務困難に陥つた場合は、別に法律で定める必要な措置がとられるまでの間は、国が最終処分業務を一時的に引き受けることとしております。

さらに、仕事が終わつたという段階で、処分実施主体の解散ということになりますと、これはまた別の法律で定めることになっており、その後の措置についてもその法律の中で定めていくということになってまいります。いずれにしても、安全確保に万全を尽くすということは申し上げるまでもないこととあります。

○細田政務次官 高レベル廃棄物の中間貯蔵の時点、そしてまた原子力発電環境整備機構がサイトに収容した時点、またモニター期間終了の後の責任の所在というお尋ねでございます。

廃棄物管理施設で貯蔵されております現在のような時点では、事業者が一義的に責任を負う。それから、原子力発電環境整備機構が最終処分施設に収容した場合には、同機構が一義的に責任を負う。また、同機構のモニター期間が終了後に安全規制体系によりまして必要とされる措置につきましては、一義的に同機構が行うということになります。

○斉藤政務次官 時間的に非常に長期にわたる施設の安全規制をどうするのかという御質問でございます。

高レベル放射性廃棄物の最終処分に関する安全規制のあり方につきましては、現在総理府の方に移りました原子力安全委員会放射線廃棄物安全規制専門部会において、今、鋭意調査審議が行われ

ておりまして、この秋をめどに基本的考え方を取りまとめる、そういう予定であるというふうに聞いております。

この高レベル放射性廃棄物の最終処分事業は、まずサイト選定までに非常に長期間を有するということ、それから選定が完了してから建設するのにまた時間がかかる、また処分が始まる前から非常にロングレンジの視野を必要とするということとで、その時点時点における最新の知見、これを踏まえながら、実際の安全審査、安全確保に必要な具体的な指針、技術基準が順次策定されていくというふうな考え方をしております。最新の知見を用いながら順次策定していくというのが基本的な考え方でございます。

○吉田(自治)委員 齊藤政務次官の最新の知見という言葉をいふことになりまして、先ほどの同僚議員の質問等にもございますように、いろいろ柔軟性というものが出てくるのかと思うんですけれども、今、通産大臣、政務次官、それぞれお答えいただいた中で、確認だけしておきたいことがあるんです。

はつきり言って、大臣の答弁の中でもう一度お聞きしたいと思うのは、やはり責任というものは最終的には国が負うんだということ、これは安全のことも含めて、やはり、今までの原子力のさまざまな事故の中において、言葉では国の責任だと言いつつ、現実的にはその現場現場に落ちるとしてしまっている部分というのは随分あるかと私は思っています。ですから、大臣にもう一度、最終責任は国だということをはつきり言っていたらいい。

と同時に、細田通産政務次官のお答えの中で、責任はそれぞれあると。では、その場合所有権はという質問を私はさせていただきます。それであるならば、その時点にだれの所有になっているのかということをお聞きしたいと。同時に、大臣が、国の責任が最終にあるということであるならば、本法第七十四条、先ほど大臣の答弁の中にもございました、機構が業務困難になっ

たときに通産大臣が行うというのであれば、私は、安全確保についてもやはり国が責任を行うという規定を設けるべきではなかったか。今から設けるかどうかは別にしても。

それから、今後の、先ほど大臣の答弁の中にあるりました、安全については別建ての規制でやっていくという中においても、しっかりとそのことに国という部分を入れる必要があると思うんですけれども、その辺は、大臣、政務次官、いかがでしょうか。

○深谷国務大臣 先ほどお話がありましたように、何百年という長い期間に及ぶものでありますから、今日の状態ですべてを法律の上で選定するわけにはいきませんが、そういう意味で、今後法律を定めるといふ幾つかの部分があるわけでありまして、

ただ、言えますことは、常に立法院で議論をして、そして法律で定めていく、そのことで国が担保するということ形がとられるわけでありまして、当然であります。国の責任は極めて重いということでございます。

(小林(興)委員長代理退席、伊藤(達)委員長代理着席)

○細田政務次官 いわゆる責任というものと、所有権というものがどうかということでございますが、所有権も、今の廃棄物管理施設で貯蔵されている時点では事業者、そして最終処分施設に収容した場合には原子力発電環境整備機構、そしてモニタリング期間終了後の問題についても同機構が行うということになります。機構がもし解散したらどうかというふうな点については、法律の七十一條で、機構の解散について別に法律で定めるとございまして、そういうところで手当てをするに当然なところと思っております。

ただ、責任という場合に、若干議論がいろいろございまして、当然ながら、中間貯蔵に対する具体的な規制は原子炉等規制法があるわけでございますし、その他の最終処分については安全規制の別途の法律があるわけでございますか

ら、この考え方はこの法律にもきちっと盛り込まれておりまして、国が責任を持って全体をいわば監督する、責任を持つということについてはつきりさせる法律である、それを国会で御審議いただき通していただきますと、これが国の意思になるという意味合いも持っていることをあわせて申し上げたいと思っております。

○吉田(自治)委員 最終的には、それであるならば大臣、これは省庁再編になっていきますと、産業経済省、産業経済大臣が次は、省庁再編後は最終責任者。最終的には総理大臣になるんでしようけれども、主務官庁の大臣としてはそうなるかと。

なぜこれを私は確認するかという点、実は、ジェー・シー・オーの事故のときに、齊藤政務次官おいでですけれども、随分科学技術庁長官と議論をしたわけですね。ジェー・シー・オーで事故が起った。なかなか最終的に、大臣として、私が悪うございまして、だから、まあやめなすといふことは必要ないですけれども、なかなかそれはなく、結果として科技庁の局長さんが責任をとったという形になったんですけれども、これはそれとは違い、次の省庁再編が終わった場合には、担当、産業経済大臣が責任を最終的には負うんだというところで理解をさせていただいてよろしゅうございませうか。

○深谷国務大臣 次の省庁再編によって決まりました担当大臣、つまり経済産業大臣が責任を負うというところであります。

○吉田(自治)委員 それでは、今回は国の責任ということを中心に質問をさせていただき、実施主体、それから機構、それから指定法人というふうなものについての質問等をさせていただきたい。運用についてもさせていただきたいと思っております。まず、実施主体は、本法律案にも書いてありますように、通産大臣の認可による認可法人、名称は先ほどから出てきておりますように原子力発電環境整備機構。いわゆる機構、機構と言われておりますけれども、

この場合のまず一点目は、認可法人とした理由はどういうことなのか。そして二点目は、これは特殊法人なのか、社団法人なのか、財団法人なのか。そうしてまいりますと、認可法人というふうなあり方からすると、情報公開法というふうなものは、どのレベルまでこの認可法人においては関係がなされるのか。先ほどの同僚議員の質問の中でも随分情報公開というお話、また答弁の中でも、情報公開をしますということですが、認可法人とした場合に、情報公開法の適用除外なのか、その適用の中にあるのか。その辺、三点御質問をさせていただきます。

○茂木政務次官 高レベル放射性廃棄物の処分実施主体のあり方につきましては、平成十年の五月の原子力委員会高レベル放射性廃棄物処分懇談会報告書におきまして、まず、国が直接事業を行うのではなくて民間を主体とした事業とする、次に、事業に対しまして法律と行政により監督と安全規制が行われることが適当、そのようにされております。

一方で、高レベル放射性廃棄物の処分につきましては、その公共性、社会的受容性等の観点から、処分事業を長期にわたる安定確実に継続させるための法的な担保が必要でございます。処分実施主体の解散等に対する歯止め、拠出金の確実な徴収等の措置を規定することが必要であります。

このような観点から、処分実施主体は民意により創設される民間主体の法人であって、しかも事業の長期確実性を法的に担保するという両面を満たすため、特別な法律に基づき通産大臣の認可を得る法人、認可法人、これは特殊法人でも財団法人でもなくて認可法人そのものであります。が、とすることが必要かつ適切であると考えております。

なお、情報公開について追加的に御質問をいただいておりますが、現在認可法人につきましては情報公開法の対象外ではございますが、情報公開法上の扱いについては同法全体の議論の中で検討

されるべきものと考えている次第でございます。(発言する者あり)

○伊藤(達)委員長代理 この際、暫時休憩いたします。

午前十一時二十二分休憩

午前十一時二十五分開議

○中山委員長 再開いたします。

○細田通産政務次官 ちよつと今御質問の点で補足答弁をいたします。

基本的に茂木政務次官がお答えしたとおりでございますが、実は、認可法人につきましては必ずしも情報公開法の対象にならないということも考慮いたしまして、第六十条におきまして「適切な情報の公開により業務の運営における透明性を確保するとともに、概要調査地区等及び最終処分施設の周辺の地域の住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない」という条文が定められておることを申し添えたいと思います。

○吉田(治)委員 政務次官、六十条をせつかく言っていたので、業務の運営における透明性の確保と適切な情報公開という場合に、どの部分まで入るわけですか。日常業務、それとも例えばいろいろ、これからそういう処分地を含めた計画の段階、そういうようなものも含めて公開をしましょうということなのか。それとも単に、年間の予算はこれぐらい、こんな業務をしました、事業計画はこうですよというレベルで終わってしまうのか。その辺はどうなんですか。

○細田政務次官 非常に重要な業務でございますので、できるだけ、最も広く解釈して運営をしなければならぬと思っております。

○吉田(治)委員 その場合に、認可法人はたしか国会への報告の義務というのはなかったかと私は思うんですけれども、こういう何百年にもわたる事業ということでありますならば、国会への報告というふうなものについては、通産省としては認

可する立場から、認可法人から積極的に国会に對しても報告、または出席要請等があった場合には積極的に出席をするというふうなことで理解をしようというのでしようか。

○細田政務次官 法文上はございませんけれども、これだけ大事な業務でございますので、できる限り御趣旨に沿うような運営をしていかなければならないと思っております。

○吉田(治)委員 先ほどの茂木政務次官の答弁の中で、今回の認可法人については民間主体というふうな、しかしながら法律的担保という中、そして大臣からは国の最終責任というふうなものを、この実施主体、機構の人員の構成、これは当然役所からも入ってくる、また民間からも人材が入ってくる、といった場合に、どのような人員構成をお考えになっておられるのか。

また、先ほどの与党議員の質問の中に核燃料サイクル機構のお話ございました。やはりこういう事業については、先ほどの答弁の中では丸投げということはほしくないということであれば、しかしながら最終処分についての技術的なノウハウであるとか蓄積というものはサイクル機構が一番持っているという現実からすると、やはりサイクル機構からも人員の参加というものがあろうというふうなことを考えていかんと思っております。その辺の人員構成というふうなものをどこからどういうふうな、割合はどういう形で集める予定をされているのかということ。

そして二点目は、先ほど民間主体ということをおっしゃいました。民間主体ということ、つまり、経営主体について民間の活力、効率性というふうなもの、これを發揮しなければならぬ。単に新たな役割的な認可法人が一つできましたよというので終わってはいけぬと私は思います。そういう場合において、民と官の役割分担というふうなもの、この機構においては重要なことだと私は思いますけれども、この辺の役割分担についてはどういふふうなこれからお考えになられるのでしょうか。

○茂木政務次官 実施主体は、特定放射性廃棄物の最終処分事業の運営を健全に行うことができる体制を整備することが可能でありますこと、さらに、今委員御指摘のように、特定放射性廃棄物の最終処分に関する技術的知見を有していること等が必要であると考えられておりました。人事面におきましても、これらを踏まえた判断がなされていくものと考えております。

具体的な業務の内容でいいますと、例えば、地震などの自然現象に関する文献の所在の確認であったりとか文献データの収集、文献データの分析評価、文献調査の結果等を踏まえた概要調査地区としての有望地点の選定であったりとか、自治体への概要調査地区の公募等、こういった業務が出てくると思っております。

機構の規模につきましては、このような業務を遂行するのに必要な人員の確保ということでありまして、まだ決まっておりますが、設立当初で六十名程度になっていくのではないかな、こんなことが想定されております。

ただ、これがどういう形の構成になっていくかということでありまして、委員の方からも御指摘いただきましたように、これは民意により創設される民間主体の法人でありますことから、その人員構成につきましても民間が主体的に判断を行うものである、このように考えております。

その中で民と官の役割分担、これがどういう形になっていくか、こういうことでございますが、基本的には、民間の活力や効率性を十分に發揮させる観点から、組織構成や日常業務に対する国の関与は最小にいたしまして、機構が主体的に最終処分業務を行うものとしております。その一方で、事業の継続性の確保、それから情報公開の徹底、安全規制などにつきましては国が十分な管理監督を行うとの役割分担を行っていく方針でございます。

○吉田(治)委員 言っていることはわかるんですけれども、私の質問には答えていただけていないような感じがするんです。

内容的に六十名。では、その中でいろいろな、こういう感じの方、条件の人を集めてくる。こういうふうなものをこれからもう数カ月のうちにつくるといふ中において、私、具体的にはサイクル機構のお話を申し上げました、役所のお話も申し上げました。そういうふうな部分というのでいうと、どこからどういふふうなこの六十名を集めるのかというのが一点。

そして、もう一度お聞きします。今度は二点目。ではその場合に、この六十名というお方たちは、今の言葉で言うならば、民間企業の出向で来るのか、転籍出向でそこで骨を埋めに来るのか、それとも新規採用で広く人材を公募してゼロから集められるのか。その辺の方法というのは、認可法人という民間の主体、民間の発意ではあるけれども、法律によって認可される法人ですから、お考えがなければこの国会に提出するということ是非常に失礼な話になるのではないかと私は思いますけれども、その二点のことについてお答えをいただきたい。

○茂木政務次官 今、国と民間の役割分担の中で、例えば組織の構成や日常業務に対しては国の関与は最小限にしていきたい。その一方で、事業の継続性の確保であったりとか安全規制については国として十分な管理監督を行っていく。

その中で、その人員の構成等々についてありますが、具体的な数字はこれくらいになるのではないかと想定を申し上げたわけでありまして、あくまでも民間主体で運営を考えたということですから、もちろん、御指摘いただきましたようなサイクル機構からの人員の派遣等々もあり得るとは考えておりますが、国がこうすべきだということよりも、民間主体で最終的には決定していただくものだと考えております。

○吉田(治)委員 二点目の質問についてお答えください。

○茂木政務次官 今申し上げましたように、あくまでこれはこちらの機構の方で最終的に判断をするということでありまして、どこから来るか、

は、そのときのさまざまな条件、例えば発行条件、金利の問題、いろいろございます。その場合に、いきなり一兆円が市場に出たらどうなるか。これはそういうケースを一体考えるのかどうか。市場に聞きながらやってみていかないといいない問題ですから、お答えのしようがないのでありますけれども、やはり市場の条件その他環境を見ながら市場に出していく、これが当然のことではないでしょうか。

○吉田(治)委員 その場合に、一兆円を持つ運用する主体というのは、私は余りそういうのはわからないのですけれども、機関投資家というのですか、一兆円のお金を持つているのは相当大きな機関投資家と考えていいの。いや、一兆円ぐらい世界のお金の流れからすると微々たるものだと考えていいの。その辺は大蔵政務次官としてどうお考えになりますか。

○大野(功)政務次官 私もそういう機関投資家でありませぬからどのぐらい大きいのかお答えにいく問題でございますけれども、一兆円ということには国債市場にとりましては大変大きな額である、このように思っております。

○吉田(治)委員 本来でしたら、その前に通産の方に聞きをするべきだったと思えます。この場合、国債と、銀行、郵貯への預貯金、そして金銭信託という形でこのお金を回していく。大体割合的には今、指定法人、どれぐらいの割合で運用というものを内に秘めて考えていらっしゃるのか、通産として。いかがですか。

○細田政務次官 資金運用は、基本的に国債その他通産大臣が指定する安全な有価証券の保有等で行うこととし、原子力発電環境整備機構が資金を取り戻す際に必要となる部分につきましては、流動性を確保する観点から、短期的に金融機関への預け入れ等を行うことを考えております。

○吉田(治)委員 先ほどの大蔵省への質問に関連して申しますと、年々のいわば徴収、拠出負担額というのは四百五十億、過去分について三百億という単位でございますので、積み上げていく段階での大

きな影響は、先ほどおっしゃった一兆円ということからは、もつと少額で、かけ離れておりますので、その点をあわせて申し上げたいと思えます。

○吉田(治)委員 では、その基本というのは何割ぐらいなのか。そして、流動性といった場合には、短期というものはどれぐらいの割合なのか。

○細田政務次官 まだはっきりとその点を持っていくわけではございません、数字的に。他の機関、国の関係するさまざまな機関の運用状況等を見ながらということでございます。

○吉田(治)委員 大蔵政務次官、認可法人ですとね、ここは、ここが銀行に預金をしますよね。ペイオフの議論が今なされて、一年間の延期だ。一金融機関について一預金者一千万しか保証しない。ということ、認可法人であっても、それはペイオフの場合を考えたときに一千万しか保証しない、そう理解していいのですか。

○大野(功)政務次官 そのとおりでございます。預金保険機構の考え方というのは、自己責任原則と市場原理に即しますから、そういう意味で、預ける主体が認可法人であろうと核燃料廃棄物関係のものであろうと一切差別はない。

具体的に言いますと、十三年度はペイオフは一年延長で、今のままでございます。十四年度は、流動性預金のみ保護いたしますから、普通預金と当座預金は全額保護されます。ただし、その他の預金につきましては、一千万円プラス利息分が保護されるということでございます。十五年以降は、流動性預金の保護はございません。そして、今先生おっしゃったとおり、一千万円プラス利息分を限度として保護する。

したがって、それが公益法人であろうと認可法人であろうと、そういうことは一切問いません。

○吉田(治)委員 郵政政務次官においでいただきたい。郵貯はその辺は、ペイオフということになるとどういふようになるのか。そしてこの場合は、非

営利法人という形になると、郵貯に私たち個人とか団体等が預金すると一千万まで、国会の郵便局にも一千万までしかだめですと、国会議員までぎょうさん金を持っている人々とふと思ったりもするのですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○小坂政務次官 委員御指摘のように、二番目の質問からお答えをいたしますと、郵便貯金は郵便貯金法の第十条によりまして一般に一千万円が限度額とされておりましても、国、所得税法別表第一の第一号に掲げる法人等につきましてはこの限りではないとされておりまして、預金限度額一千万円の適用を受けないこととされておりま

す。したがって、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律案の第五十八条に基づき通産大臣が指定する法人、すなわち指定法人がこれらに該当すれば、限度額の適用を受けないことになるわけでありま

す。具体的には、同法の七十五条により、指定法人は「民法第三十四条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人」とされておりま

すが、「その他営利を目的としない法人」がこの別表の中に掲げられた法人に該当する場合には、同じように、一千万の限度額の適用を受けないことになるわけでありま

す。また、たゞいま御質問のペイオフにつきましては、一般預金者は一千万限度でございますので、一千万が限度ですから同じような効果があらわれ

るわけでありま

すが、それ以外の、今議論になっております法人、指定法人の場合につきましても、郵便貯金法の第三条で預金の払い戻し及び利

子の支払いを保証されておりますので、このペイオフの規定の適用を受けずに預金額について保証

がされるということになるわけでございます。

○吉田(治)委員 もう一つお聞きしたいのは、金銭信託。これは私も余りなじみがないのですけれども、金銭信託にした場合には、よく、これは元

本の保証というのですか。金銭信託というのは、運用というものは結構株式に運用されている例も多

いと聞くのですけれども、ちよつと私、不勉強なので、政務次官。

政務次官は大蔵省の御出身で、この辺、金融関係に非常にお詳しいと聞いておりますので、信託というふうなもの元本保証というのはどうなっているのか。金銭信託がなされたときに、大体何割ぐらいが株式運用というふうなもの、これは個人々人じゃなくて特約もあるかもしれませぬけれども、金銭信託というふうな大きなクロスの流れの中で何割ぐらいが株式市場に流されているのかというのをちよつと、詳しく何十何%は結構です、大ざっぱで結構ですからお答えいただきたいと思

います。

○大野(功)政務次官 金銭信託等、そう詳しくないものですが、お答えになるかどうかわかりませぬけれども、元本保証つきの金銭信託というのがございます。その場合には当然法対象になるわけ

でございます。それが第一点。

第二点、どの程度株式で運用しているのかということでございます。ちよつとデータが手元にございませぬ。後ほど調べてお届けさせていただきますと思

います。

○吉田(治)委員 私がいろいろお聞かせいただいでいて、そしてちよつと通産の方にお聞かせいただきたいのですけれども、資金管理主体というのは具体的にどこか財団とか社団とかイメージをもう持たれて、予定をされているのですか。

○細田政務次官 今後設立するということで、まだ具体的な姿を念頭に置いておりませぬ。

○吉田(治)委員 私、今、郵政政務次官、大蔵それから郵政の政務次官からお聞かせいただいでいて、この資金管理主体というのは条文に入っている、今後どうするのか。そういうところ、これから一兆円も、要するに、一人一人の国民、先ほど

公平性の話もしましたけれども、徴収したものを最終的には積み立てていく、そこへお渡しをする。これは、金融市場というものを考えたとき

も、本当に両省の間で、調整しているのかと聞いたら調整しましたというお答えしか出ないでしょ

う。

。

。

。

。

うけれども、怖いなど。

先ほど政務次官の答弁の中で、基本的には国債だ、あとは流動性だ。しかしながら、今の答弁を聞いておきますと、例えば流動性は金融機関で一万万、日本全国に幾ら金融機関があつても、それぞれに一万万しか預けられないですね。一万万以上、もしもペイオフになつたらそれは欠損になつてしまふわけで、国民から集めたものを損をさせたということとらえられかねない。

そして郵貯においては、ペイオフ、たくさん金利を入れた場合でも、ちよつと郵政政務次官、郵貯にお金が入つたら、それは、今後省庁再編が行われ、今、国会において財政投融資の法案が改正をされますね。そうしますと、私の知る限りでは、間違つていたら教えてください、郵貯のお金は、財投債、財投債、地方債といふこの三つのものに主に郵貯は回されると聞いておりますけれども、それで間違ひございませんか。

○小坂政務次官 そのとおりでございます。基本的には、確実、有利かつ公共の利益にも配慮するといふ形で運用を行つてまいります。

○吉田(治)委員 しかしながら、残念ながら財投の運用といふのは、週刊誌上、正しいかどうかは別にしまして、さまざま問題があると引かれてい

る。その割合すらここへ出てこないのです。基本として何割は国債を買ふんだ、何はぐらひはこうだ。でも、今私ここで、ほんの数分間政務次官にお聞かせいただいただけで、あつ、それだけ、ここに書いてある二項の預金にはこれぐらひだ、結果として国債にはこれぐらひだ。

ませんよ。でも、結果として、機関投資家として、一兆円もあるような機関投資家になるわけじゃないですか。しかも、資金管理主体といふことが一切明らかにされてなく、これからどうういうふうなことを、審議しろと。しかも選挙は目の前に控えているから、この時期にこの時間で、こんなに短い時間でやれといふふうな考え方は、私は、一国民として考えた場合、また国民の代表として考えた場合に、おかしんじゃないかな。そう言つて多分大臣は、いや、それはあな

たがおかしいと思うだけでいふふうな答えになるかもしれない。現実には、この資金管理主体、これから決めると言いますけれども、私の手元には、財団法人原子力環境整備センターという、放射性廃棄物データブックといふのをつくつておられるところがある。私は、今の答弁ではこれからだとお話を聞くと、いや、もう、この財団を改組してこれからこれを資金管理主体にするだといふ話で深く静かに潜行して居ると。これほど国会を軽視した話はないんじゃないですか。これから国民のお金を集めるわけでしょう。公共の理論を言つても、いや、それは今後検討しますでしよう。これからこればかりで、金だけ集めて、今聞いたように、日本の金融市場がこれだけ変わるのに、これで安心ですか。

では、はつきり申し上げて、郵貯に、財投債足らないから、悪いけれども一兆円もあるんだつたらちよつと回してくれと。金銭信託、これはもう私が言うまでもなく、年金の問題もそれから簡易保険の問題にしても、私は通信委員会たびたび質問いたしましたけれども、株式の、株安定のたにどんでん使われている。安心だ、安心だと言いながら、その割合すらここで答えられない、そんなことあるんですか。この辺について、どういふふうにお考えなんでしょうか。

○細田政務次官 まず、主体については、どこかの団体が何か自分のところというふうなお話があるといふふうにも今委員の御質問の中でありましたけれども、一切特定の機関を念頭に置いておりません。ただ、機関を改めて新たに設立すべきであるか、既存の団体等を利用するかといふことは、また可能性をいろいろ考えていかなければならない段階でございますが、先ほど御質問の中にありましたが、特定のところをもう深く静かに潜行して検討しているのではないかとはいふことは一切ございません。まずその点を申し上げておきたいと思

金でございますから、公明正大、透明にやっ
ていく必要がある、その運用状況も含めて情報公開を
していく必要があると考えております。

○大野(功)政務次官 お尋ねは、資金管理団体、
長年に蓄積してまいりますと一兆円ぐらいになら
う、こういう資金管理団体と、市場規模の大き
さ、それに対しての大蔵省のコメント、こういう
ことだと思っております。

この問題を考えていただく前に、今回、財政投
融資改革をやっておりますから、例えば郵便貯金
あるいは年金積立金から直接の資金運用部への預
託はもう切断されております。したがって、
国が財政資金を調達する場合には、すべて市場か
ら調達することが原則でございます。いわ
ば市場原理、透明性を持った市場原理ですべて調
達していく、これが原則でございます。例外は若
干ございますが、原則でございます。したがって
して、そのときの市場、市場の条件によって、国
債発行が極めて困難な場合、国債発行がやりやす
い場合、いろいろな場面が出てこようかと思っ
ております。

それからもう一つの問題点は、市場規模と一兆
円との関係でございます。

先ほど、一兆円というのは大きいといえ大き
いなど申し上げましたけれども、これは、今まで
の、例えば郵便貯金が二百五十兆円、年金積立金
が百五十兆円、六十兆円、こういうことと比べま
すとどうかという問題と、それから、現在の国
債発行高が三十二、三兆円、それに借りかえを含
めまして八十五、六兆以上となるかと思いま
すが、そういう規模ではあります、これを月々に
平均して発行しております。

そういう面から考えましてどういふふうになる
んだらうか、一兆円というのはどういふふう
に市場で受けとめられるのかな。はっきりしたお答え
は私もしにくうございますけれども、極めて無視
できない大きさの額だと思います。

○小坂政務次官 御指摘の指定法人が預けられた
お金の運用先として郵便貯金を選定された場合の

私どもの運用方針でございますけれども、ただい
ま大蔵総括政務次官の方から、平成十年二百五
十兆円という数字が出ましたが、現在でいえば二
百六十兆円の貯金残高があるわけでございま
す。この貯金残高のうちの運用先につきましては、個
人のお客様と、それから、新たに今回議論をされ
ております指定法人から運用をされます先として
の貯金の運用額がどのくらいかはわからないわけ
でありまして、仮に一兆円ぐらいいたしまし
て、現在の個人、法人の割合でございますと、法人
の割合は約〇・三割ぐらいになるわけでございま
す。そこに新たに一兆円が加わりまして、これ
も大体その倍になるかというぐらいのプロポー
ションになるわけでございまして、それによつ
て新たな運用方針が設立されるというわけではご
ざいませんで、平成十三年度より全額自主運用に
順次なつてまいりますけれども、その中におい
て、従来どおり、先ほど申し上げましたように、
確實、有利かつ公共の利益にも配慮する形で運用
を行つてまいりたいと考えております。

○吉田(治)委員 もう時間なんですけれども、こ
めんなさい、一点だけ。この中で、国債及び有価
証券と入っていますね。その有価証券には、財投
債、財投機関債、地方債というものは含まれるの
かということだけ。それと大臣、それを聞かれ
て、ちよつと一言コメントをいただいで、終わら
せていただきます。

○細田政務次官 含まれます。

○深谷国務大臣 いずれにいたしましても、貴重
な資金を一時的にも預かるわけでありますから、
これが妙なりスクを負うようなことのないよう
に、あらゆる角度から十分な対応を行つていくべ
きだと考えています。

○吉田(治)委員 ありがとうございます。終わ
ります。

○中山委員長 次回は、明日水曜日午前八時五
十分理事會、午前九時委員会を開会することと
し、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散會

平成十二年六月一日印刷